

1. 投資口の併合又は分割

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場REITの発行者等は、上場REITの発行者である投資法人が、「投資口の併合又は分割」を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務づけられています。

【上場規程第1213条第2項第1号a(a)】

※ 投資口の併合又は分割には、適時開示上の軽微基準は設けられていません。

〔開示に関する注意事項〕

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 投資口の分割等に際して、一口当たりの金銭の分配の予想額について分割の比率に応じて調整を行う場合であっても、「第4章 2. 投資法人の金銭の分配に係る予想の修正、予想額と決定額との差異等」として開示する必要があります。なお、分割等を行うにも関わらず、分配の額の調整を行わない場合（結果として分配金の総額でみたときに、実質的な増配又は減配となる場合）にも、投資者の投資判断に与える影響を踏まえ、適切な開示が望まれます。

〔その他の注意事項〕

- ① 開示とは別に東証まで所定の書類を提出することが義務づけられています。詳細は「第3編 東証への提出書類」を参照してください。
- ② 上場REITの発行者等は、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は投資主の利益の侵害をもたらすおそれのある上場不動産投資信託証券に係る投資口の併合又は分割を行わないものとします。

【上場規程第1216条の2第1項】

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が当該情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

① 併合の場合

- a. 併合の目的
- b. 併合の内容
 - ・ 併合比率、減少投資口数、効力発生前後における発行済投資口の総口数及び効力発生日における発行可能投資口総口数を記載する。
- c. 併合により減少する投資主数
- d. 併合の日程
 - ・ 投資主総会基準日公告日、投資主総会基準日、投資主総会日、効力発生日を記載する。
- e. 1口未満の端数が生じる場合の処理の方法、当該処理により投資主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の算定の根拠
- f. 投資主総会で投資口の併合について承認されることが条件である旨
- g. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項

② 分割の場合

- a. 分割の目的

b. 分割の内容

- ・ 分割比率、発行投資口数、発行可能投資口総口数を変更する場合にはその旨及び内容を記載する。

※ 当該投資口の分割により投資口の数に1口に満たない端数が生じるときは、その処理方法を記載する。

c. 分割の日程

- ・ 基準日公告日、基準日、効力発生日を記載する。

d. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項

